

## ICT サービス安心・安全研究会

### 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース（第8回）

1 日時 令和元年11月25日（月）15:00～17:00

2 場所 総務省第一特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

#### ○構成員

中村主査、曾我部主査代理、浅井構成員、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、森構成員、米田構成員

#### ○オブザーバー

（一社）電気通信事業者協会、（一社）全国携帯電話販売代理店協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）安心ネットづくり促進協議会、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム、青少年ネット利用環境整備協議会、アルプス システム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

#### ○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総務課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、杉田消費者行政第一課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」を踏まえた取組の進捗状況について（各関係者ヒアリング）

- ・（一社）電気通信事業者協会、（株）NTT ドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）
- ・（一社）テレコムサービス協会（MVNO 委員会）
- ・楽天モバイル（株）
- ・（一社）安心ネットづくり促進協議会
- ・青少年ネット利用環境整備協議会

- ② ペアレンタルコントロールに関する関係事業者の取組について（ヒアリング）
    - ・ トーンモバイル（株）
  - ③ 青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について  
～電気通信事業者等の取組状況に係る見解（案）～（事務局）
  - ④ 意見交換
- (3) 閉会

## 5 議事要旨

### (1) 開会

<事務局から資料8-1について説明>

**【杉田消費者行政第一課課長補佐】** 資料8-1をごらんください。今般、公益社団法人全国消費生活相談員協会理事の石田幸枝様、関西学院千里国際中等部・高等部教諭の米田謙三様に新しく構成員になっていただくことになりました。

また、これまで構成員でした岸原様につきましては、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の活動が終了したことにより、また、宇津木様におかれましては個人的な都合により、構成員から退かれることになりました。なお、岸原様につきましては、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムとして、引き続きオブザーバーとして参加いただくことになりました。

さらに今般、青少年フィルタリングに係る関係者に広く参画していただくという観点から、オブザーバーとして、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会様、青少年ネット利用環境整備協議会様、アルプスシステムインテグレーション株式会社様、デジタルアーツ株式会社様にも新たにご参加いただくことになりました。

<事務局から資料8-2について説明>

**【中村主査】** まず、議事に入ります前に、8月に公表した「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」について、事務局から説明をお願いします。

**【梅村消費者行政第一課長】** それでは、資料8-2をお願いいたします。

こちら、フィルタリング利用促進のための課題及び対策につきましては、本年2月と7月の会合での議論を踏まえ取りまとめ、8月9日に公表したものでございます。

1ページをおめくりいただけますでしょうか。青少年のフィルタリング利用促進に

向けた基本的な考え方としてまとめてございます。2段落目の中ほどでございます。青少年によるフィルタリングの利用促進は、改正青少年インターネット環境整備法の着実な履行や海賊版対策等の観点からも、これまで以上に強く求められていること。また、3段落目でございますように、青少年フィルタリングは、青少年のICTリテラシーの状況や、保護者のニーズ等に応じて、個々別々に安心・安全なインターネット利用環境を実現する有効なツールと捉え直す必要があること。また、青少年のフィルタリング利用促進に係るプレーヤーとしては、携帯電話事業者、販売代理店、フィルタリング事業者のみならず、OS事業者、SNS等も含むコンテンツ・プロバイダ等にも広がっていることなどを指摘したところでございます。

2ページ以降が、その対策の中身になってございます。1ポツの契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進ということで、①として、携帯電話事業者におけるフィルタリング利用に係る実データの把握・公表等が必要ということが挙げられたところでございます。

また、②としまして、携帯電話事業者における販売代理店に対する指導等の徹底ということで、こちらは販売代理店の店頭スタッフが利用者にフィルタリングの重要性等を丁寧かつ完結にわかりやすく説明できるよう、販売代理店への動機付けの設計等を含め、責任を持って指導することが必要ということで、研修の充実、説明ツールの配備等々を、考えられる対策として挙げているところでございます。

3ページに参りまして、③事業者間の連携でございます。こちらは、携帯電話事業者のほか、OS事業者等におきましても、プリインストールの検討を含め、自社が提供するフィルタリングに係るサービスや機能について、店頭スタッフの負荷軽減の観点やユーザー自身による設定の容易化の観点から、説明・設定しやすくするための協力を行うことを検討すべきという指摘をしたところでございます。

④につきましては、MVNOにおける取組の推進でございます。こちらも業界におけるフィルタリング利用促進に向けた方策の検討の必要性を指摘しております。

4ページに参りまして、2ポツでございます。フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性に係る認識の醸成でございます。

①としまして、利用者に対するインパクトのある周知啓発方法の検討の実施ということで、考えられる対策としては、テレビCMや動画投稿サイト等の媒体での周知強化や、販売代理店での店内におけるフィルタリングに係る説明の動画の提示、こういった

ことを指摘しております。

②につきましては、周知啓発の講座の一層の推進でございます、考えられる対策のところでございます、e-ネットキャラバンPlus講座の推進ですとか、携帯電話事業者やSNS事業者等によるスマートフォンの安全な利用教室、こういったものの推進・拡充を挙げております。

また、③は、ペアレンタルコントロールに係るサービス等の周知強化ということで、スマートフォンの利用時間が青少年において長時間化している状況のもと、フィルタリングサービスにおいても、利用時間制限、利用状況確認等のペアレンタルコントロール機能が含まれていることを訴求するなど、こういったサービスについて、低年齢層の保護者等も含め、広く周知を行うことが重要としたところでございます。

続いて、5ページでございます。フィルタリングサービスの使いやすさの向上、3ポツでございます。

①として、利用者が使いやすいサービスの周知・普及を挙げております。こちらはフィルタリングのカスタマイズ機能、「高校生プラス」モード等の選択を含むものでございますが、こちらの内容、また、操作方法についての周知の強化を図ることが必要。また、関係事業者におきましては、フィルタリングの設定操作の簡略化に向けた検討を行うことが必要としております。

②フィルタリングのカスタマイズに関して保護者の判断に役立つ情報の発信体制の構築でございます。こちらは、このフィルタリングのカスタマイズ機能を周知、浸透していく上では、保護者の判断に資するわかりやすいSNS等についての情報が必要ということで、コンテンツ・プロバイダと通信事業者が連携し、学識者、PTA等の関与のもと、情報発信体制を構築することが必要ということで、安心協、また、青少年ネット協議会、また、携帯電話事業者等の協力体制が提言されたところでございます。

③でございます。SNS等を含むコンテンツ・プロバイダにおける青少年の保護対策の充実ということで、こちらはSNSを含む事業者におきましては、青少年の保護対策の充実に不断の自助努力が求められることを指摘したところでございます。

## (2) 議題

- ① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」を踏まえた取組の進捗状況について（ヒアリング）

- ・(一社) 電気通信事業者協会から、資料8-3「事業者の取組みについて」について説明
- ・(一社) テレコムサービス協会(MVNO委員会)から、資料8-4「フィルタリング提供に関するMVNOの対応状況など」について説明
- ・楽天モバイル㈱から資料8-5「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」について説明
- ・(一社) 安心ネットづくり促進協議会から資料8-6「安心ネットづくり促進協議会の取組みについて」について説明
- ・青少年ネット利用環境整備協議会から資料8-7「コンテンツプロバイダーによる取組」について説明

<発表に対する質問>

**【上沼構成員】** まずTCAさんにお伺いしたいんですが、ごめんなさい、前にもご説明いただいたと思うんですが、加入率とその有効化率の定義の確認をさせていただければと思います。加入率というのは、最初にフィルタリングを申し込みますと言った方の利用者の割合と。有効化率というのは、その申し込みをした人の中で、フィルタリングを実際に有効にした人の割合という理解でよろしいでしょうか。つまり、実際にフィルタリングを使っている人の割合というのは、加入率×有効化率の掛け算で出すということになりますかというお尋ねです。

**【電気通信事業者協会】** 加入率につきましては、店頭でまず利用者の確認をさせていただきまして、その利用者の方がフィルタリングに入りますと言っていた方の数になります。そのフィルタリングを加入しますと言っていた方を分母にした上で、お店で設定を受けるというふうな形で申し出をしていただいた方についての数字が、有効化率という形になります。逆を申し上げますと、事業者は、有効化率の設定不要申出書というものを出していただいておりますので、その不要申出書を除いた方を分子という形にさせていただいております。最後に掛け算のお話が出ましたけれども、事業者といたしましては、その不要設定申出書を出していただく際にも、必ずご家庭に戻ってから有効化をしてくださいというようなお願いを徹底させていただいておりますので、掛け算という形ではなくて、事業者といたしましては、戻っていただいからきちっと設定をしていただいていると理解しております。

【上沼構成員】 期待としては、そうだとは思いますが、ご家庭に戻ってから設定されている部分については、把握はされていないわけですね。ここの有効化率は、事業者さんが把握している数ということですね。

【電気通信事業者協会】 はい。店頭で取れるところまででして、それ以降のところについては、数字が取れないというような状況になっています。

【浅井構成員】 資料8-4の4ページのところのグラフなんですけど、楽天モバイルさんに少しご質問なんですけれども。MVNO各社の、このグラフで言うと、左側の5社が5大というふうに書いてあるんですけども、3ページのグラフと4ページのグラフを見ると、非常に特徴的なんです。先ほどの説明の中で、有効化率の測り方が、6カ月後にきちっと反応があったところだけやっているので、こういう数字になっているんだとおっしゃったんですけども。もしご存じで、差し障りのない範囲で教えていただきたいんですが、ほかの会社のことはご存じないかもしれませんが、ほかの会社の測り方と違うから、こういう数字になったのか、それとも、例えば、左側の2社がSIMのみ契約が多いという特徴があるのかとか、差し障りのない、わかる範囲でお答えいただくとありがたいです。

【楽天モバイル】 計算式につきましては、若干違うと認識しております。テレコムサービス協会さんが出されている数字は、SIMのみ契約も分母に含む数字でありまして、我々のほうは、SIM+端末、その有効化義務がある部分に限って出しております。ただ、それが理由で大きく数字が変わることはないのではないかなとは理解しております。それを踏まえて、弊社で何か違いがあるかというところだと、やっぱり使っているフィルタリングサービスのサービススペック上の問題がありまして、ID・パスワードが翌日発行されるというスペックですので、どうしてもその場で設定したいといった場合に、翌日来てくださいというご案内になりますので、その分で下がっているだろうとは思ってしまっていて、こちらは今後改善していく予定ではあります。。

【テレコムサービス協会】 こちらのほうの資料の中に、MVNOの出し方のところなんですけど、分母のところの申し込み数に関しましては、基本的には端末セットの場合が有効化措置の義務が課されているということになるんですけども、MVNO各社の場合、切り分けて出すことが難しいということで、分母に関しましては、SIMのみの場合でも分母のほうに入れさせていただいているものですから、有効化

の義務がないものも含んでということになりますので、どうしてもこのような数字になっているということをご理解いただければと思います。

【森構成員】 いろんなことが明らかになりましたけれども。まずは、8-3のTCAさんの資料ですが、基本的なこととして、意見ですが、2ページ目、有効化率、加入率の推移ですけれども、2019年8月に資料8-2の「課題及び対策」が公表されたわけですから、それを考えると、ちょうどそこから、ゆっくりとではありますけれども、順調に割合が上がっているということは、これは評価したいと。評価したいと言うと、ちょっと上からですが、お礼を申し上げたいと思います。これは各社さんの取組によって、「課題及び対策」にしっかり反応していただいて、そういうことになっているんだと思います。資料8-3の3ページ目ですけれども、ばらつきがあることはまだあるということで、何でもそうですけれども、自主的取組で、自主規制で何かやる場合には、そろっていないとうまくいかない。それだったら法規制でやりましょうということになりまして、そうすると、皆さんにとっても、政府にとってもいいことはありませんので、そこはそろえていただくようお願いしたいと思います。

最後に、ご質問なんですけれども、4ページ目のそれぞれの各社さんの取組と、その後の3ページが若干別々に書かれていることもありまして、少しわかりにくかったのですが。私がお聞きしたいのは、個々の代理店に対してどういうアプローチをされているかということにして、一応ご説明いただきましたけれども、個々の代理店ごとに、先ほどの加入率、有効化率を把握されているということは大体わかったんですけれども、それをどう店舗にフィードバックしているかということ。店舗ごとの把握は皆さんされていますけれども、これをどう店舗にフィードバックしているかということをお聞きしたいと思います。

特に、例えば、インセンティブ、代理店手数料に対する影響があるのかということについて、各社さんに教えていただければと思います。

【中村主査】 これは各社さんに。

【森構成員】 はい。お願いします。

【中村主査】 お願いできますでしょうか。

【電気通信事業者協会】 ドコモでございます。代理店指導については、これまでも実施しておりましたけれども、エリアの別とか代理店の別に数字もちょっとばら

けているものですから、それをお示ししながら、どう改善していくかというところを、お話し合いを通じて実施しているところでございます。また、その支援費についても、フィルタリングに固有の設定をしているわけではないんですけれども、実施件数見合いでお支払いしているというのが従来からでございます。

【電気通信事業者協会】 KDDI でございます。代理店様への指導という部分でございますが、弊社の説明部分のページにもありますように、弊社の営業スタッフに対して、定期的に、エリアであるとか代理店様の実績というのを開示しておりまして、そこ経由で代理店様にも情報を共有させていただいております。総務省様の8月の資料も出たというところもありますので、代理店様への働きかけの頻度は直近がかなり多うございましたところもありまして、弊社で言うと、若干数字が上向きになっているのかなと考えてございます。特段、代理店様に対するこのインセンティブ体系の変更は従前からはございませんし、何かフィルタリングに特化したようなインセンティブ設定というものはございません。

【電気通信事業者協会】 ソフトバンクでございます。ソフトバンクは、7ページ目にも記載させていただいているとおり、まず、かなり基本的なところではあるんですけれども、意識の徹底というところから図らせていただきまして、それとともに、ツール等を刷新したり、あとは、スマホアドバイザーを増員したりというようなところで、改めてフィルタリングを促進していくといったところを、店舗だけではなくて、ショップのスタッフまで落とし込みを図りたいというふうな形で取組を進めています。それを踏まえて、実態把握というところにつきましても、これまで以上に少し細かめというような形で、これからおそらく成果の分析といいますか、取組につなげていくようなところが本格化していくとは思いますが、こういった取組も踏まえて、利用率が上がっていくような形で進められればいいかなと考えております。支援費のところに関しましては、個別の支援費等々については考えておりませんので、基本的には、総合的に代理店様とどのようなおつき合いをさせていただくのかといったところで検討していくものと考えております。

【上沼構成員】 各社さんの取組の関係で、ちょっと伺いたいんですけれども。KDDIさんは、9月からスクリーンタイムを導入されているのですよね。ドコモさんは、10月からスクリーンタイムを導入されているということで、この加入率、有効化率の計算の中に、そのスクリーンタイムの設定が入っているのかどうかというの



が1点です。あと、9月、10月くらいで、KDDIさんとかドコモさんとか、有効化率が上がっていらっしやるので、スクリーンタイムの設定がこの有効化率の上昇に寄与しているのかどうなのかについて、もしご認識があるようでしたら、その点を伺えればと思います。

**【電気通信事業者協会】** ドコモでございます。スクリーンタイムの数字については、この中に入っておりますが、ドコモの場合、10月から始めておりまして、まだそんなに多く含まれているわけではございませんで、今後分析をしていきながら、また必要な対応、改善を図っていきたいと思います。

**【電気通信事業者協会】** KDDIでございます。弊社は、資料どおり、9月より、こちら、スクリーンタイムの実績が入ってございまして、数自体はまだ微々たるものではございますけれども、若干数字の上向きに寄与しているのではないかというぐらゐの分析はしております。

**【尾花構成員】** 細かい数字をいただいて、本当にうれしく思っております。皆さん、ご協力ありがとうございました。幾つかあるんですが、まず、皆さんのお話を聞いていて、1つだけ気になった点があって、今までの議論の中でずっとそうだったんですが、ペアレンタルコントロールとフィルタリングというふうに、2つ必ず併記するんですけど、フィルタリングはペアレンタルコントロール全体の中の1つだということは、販売店で説明されている方とかはちゃんと認識されているかなというところが大変気になっています。というのは、現場の方たち、保護者の人たちとか、デジタルの苦手なお父さん、お母さんにお話を伺うと、ペアレンタルコントロールとフィルタリングを2つしなければいけないのよね、要するに、2つ違うものがあるのよねというようなお話を伺うんですね。今、スクリーンタイムというお話が出てきましたが、スクリーンタイムは、多分、スクリーンタイムのパスワードとかパスコードを保護者にコントロールしていただくような説明は、高校生プラスと一緒にされるんだとしたら、していらっしやらないと思うんですよ。そうすると、それはセルフコントロールで、成長に従ってペアレンタルコントロールからセルフコントロールに移行していくというのが理想的で、最終的に18歳になったときに、自分の力でコントロールしながら使える子に育てるとというのが私たちの最終目的だと思っておりますが、ペアレンタルコントロールの様々なコントロールする中の1つとしてフィルタリングがあるんだよというような位置づけのお話を誰もしてくれないので、よ

くわからなくなっているというのがどうも現状のようなんです。なので、そのあたりをどういうふうに考えていらっしゃるかがまずあれば、要するに、ペアレンタルコントロールとフィルタリングに関する保護者に対する説明のことが1点。それと、2つ目は、スクリーンタイムについてお話をされているということなんです。フィルタリング以外の利用時間制限については、そのとき一緒にお話をされているのかどうか。お話をされているんだとしたら、逆に、Androidの設定でできる時間制限についてもお話をする機会があるのかどうかという、時間制限に関する部分を伺わせていただきたいなということ。それから、3つ目は、例えば、お子さんがiPhoneを使っていると。保護者の方がAndroidだというような、そういうOSが違った場合の保護者コントロールをどういうふうに店頭でご説明されているかなど。その3点、フィルタリングとペアレンタルコントロールの言葉についての認識と、それから、スクリーンタイムの時間制限について説明をされているかどうか、時間制限を説明しているんだとしたら、Androidのほうはどうされているのか。それから、3つ目は、OSが違う端末を親子で持っている場合のフィルタリングに対して、何らかの形で説明がされているのか。求められなければ、一応時間の都合もあるので、しないで終わらせていますよという対応なら、それでも結構ですので、ここで発表していい範囲で結構ですので、お知らせいただくと大変うれしいです。よろしく願います。

【電気通信事業者協会】 では、今3つご質問いただいたうちの、弊社ソフトバンクは、利用時間制限、まだスクリーンタイムは出ていませんので、1番目と3番目のところだけ、代表してご回答させていただければと思います。補足があれば、お願いできればと思います。おそらくフィルタリングとペアレンタルコントロールにつきましては、まだそこまできちっと店舗でご説明差し上げている状況にはないのかなと、これは個人的なところもありますけれども、そういうふう感じておりました。基本的にフィルタリングは、かなり正確にといいますか、ご説明はさせていただいておりますけれども、ペアレンタルコントロールについては、まだまだこれから検討の余地があるのかなと感じているところでございます。3点目のOSが違う場合のご説明に関しましては、これは私も情報を持っていないので、あまり軽率なことは言えないかと思っておりますけれども、そういったご相談があれば、わかるスタッフがお答えするというぐらいなのではないかなと思っております、おそらく積極的にというところ

ろは、まだできていないのではないかなと思います。

【電気通信事業者協会】 KDDIでございます。まずフィルタリングとペアレンタルコントロールの言葉の違いを細かく説明しているかというところは、特段説明はいたしておりません。OS別ごとのあんしんフィルターなり、iOSのスクリーンタイムでの利用制限の説明というところは、弊社で言いますと、手持ちしかございませんが、こういった説明用のチラシの中で両方とも説明をしてございます。OS毎のペアレンタルコントロールの違い、これまた機能がややこしいんですけれども、iOSですと、ファミリー共有という形で、親子同じOSですとペアレンタルコントロールができるという機能がございまして、店頭で細かく説明しているかどうかはさておき、マニュアルのほうにはそういった内容の記載はございまして、ご覧いただければ把握できるような状況には一応なっております。

【尾花構成員】 今のところでKDDIさんの取組はわかったんですが。時間制限というのは、スクリーンタイムというのは個別にできるじゃないですか。個別の時間制限のAndroidのやり方とかまで一緒にご説明いただいているのかなという。要するに、あんしんフィルターでできるよという話で終わっているのか、アプリごとの時間制限の方法まで踏み込んで説明していらっしゃるような店舗もありそうなのかどうかという、その状況を教えていただけるとうれしいなと思うのと、ペアレンタルコントロールも、OSが違う場合の説明とかもリーフレットに——ごめんなさい、私もリーフレットを見ているんですけれど、なかったかなと思うので、そのあたりを教えていただけるとうれしいです。

【電気通信事業者協会】 Androidの、弊社でいうあんしんフィルターの提供になるわけなんですけど、ここでは利用時間の設定が機能としてございますという、その程度までの説明になってございます。あとは、ペアレンタルコントロールのOSの差があつて云々のところについては、ここは細かくまではいたしていないような状況かと思えます。

【電気通信事業者協会】 ドコモでございます。店頭でのご説明において、環境整備法に基づきましてフィルタリングの利用促進という観点で、やっぱりそちらがメインになっていまして、ペアレンタルコントロールまではというところだと思います。あんしんフィルターのほうでは、今、KDDIさんと同じですけれども、カスタマイズを設定できる中で、利用時間のほうもありますので、そのご案内は差し上げて

いると思いますというか、冊子には載っておりますので、お客様の求めに応じて説明をできるという状況にはございます。

**【尾花構成員】** 同じ質問、一番最初のフィルタリングとペアレンタルコントロールについて、なぜそんなことをお伺いしたかという、MVNOさんの取組の中に、最後のほうにおっしゃってくださっていた、5ページ目、ペアレンタルコントロールなど、フィルタリングサービス——多分、以外のメリット等についてなんだと思うんですけれども——について、保護者へ説明する旨と追記予定と書いてあったので、実は、フィルタリングサービスとペアレンタルコントロールは違うものだと思えていらっしゃるのかなとちょっと思ったので。これ、テレコムサービスさんのほうからも何か一言あれば、状況をお知らせいただけたらうれしいです。

**【テレコムサービス協会】** まず、こちらの5ページのところなんですが、実際に「安心安全ガイド」の中身が、どちらかというと危険性ばかりを強調した内容になっておりまして、ペアレンタルコントロール、いわゆる使って便利な機能というのが実はほとんど書いていないということがございましたので、こちらのほうを見直したい。文章上このような書き方はしているんですが、ペアレンタルコントロールと分けてという考え方ではないとご認識いただければと思います。ちなみに、フィルタリングとペアレンタルコントロールのところになるんですが、個別の話ですが、我々の会社の場合、ほとんどが家族で来られるお客様が多い事業者なんですけれども、現実的には、お客様と会話をした中で、刺さるといいますか、フィルタリングは、どちらかというと当然の機能になっておりまして、その中でも、お客様のニーズで高いのは、やはり居場所がわかるとか、時間の制限というところに関してすごく関心を持っていただいて、フィルタリングの契約に至るということが非常に多いという感じがございますので、我々の説明としましては、実は、ペアレンタルコントロールの機能のほうの方がより便利で、実際にフィルタリング機能、当然入っておるんですけれども、使い方としてはいいんだということと、親子間できちんと、家族の中で使い方の説明をして、そういうミーティングをとって、コミュニケーションを取ることが非常に重要だみたいな話もあわせてさせていただいているので、そういった意味では、分けてやっているという感じではございません。

**【石田構成員】** 徐々にフィルタリングの加入・有効化率が上がってきているということは、グラフでよくわかったので、よかったと思っているところなんですけれど

も。8月の報告書の中にも書いてありましたが、販売代理店への動機づけということの設計も含めて、代理店への指導ということが必要とありましたが、消費者保護ルールワーキングのほうでも、同じように、そういうことを含めて考えていただければ、より実効性が上がるのではないかという意見がありました。先ほど森先生のほうからそういうご質問が出たところだったんですけれども。こちらのTCAさんの資料で、5ページのドコモさんの説明のところなんですけど、店舗運営支援費として設定と書かれているんですけれども、これはそういうものに関係しての、インセンティブですか、いかがでしょう。

【電気通信事業者協会】　　そういうものというのは、ちょっとあれなんですけれども。フィルタリング1件幾らですというのではないですと。もともと店舗運営を支援する項目がございまして、稼働見合いでちゃんとお支払いしますということの中に入っていますということで、設定を従来よりやっております。

【石田構成員】　　1件幾らということではないですけれども、そういうきちんと対応してくださっているところに対して、何らかの評価をしているとか、そういうような意味合いでもない。

【電気通信事業者協会】　　逆に言うと、そういう意味合いです。フィルタリング1件幾らではないということだけで、やっていただいた見合いの稼働見合いでは、お支払いをちゃんとしていますということですので、フィルタリングだけに特化した項目があるわけではないというだけです。

【曾我部主査代理】　　MNO各社様、それから、MVNO各社様へお伺いしたいんですけれども。フィルタリング設定について、販売時の取組についてメインでお話をいただいたと思うんですけれども、例えば、自宅で後で設定するよと言って帰られた方に対して、事後的にメールとか、そういうのでリマインドをするとか、そういうようなことをされたりとか、そういったものがあるのかないのかということをお伺いしたいと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

【電気通信事業者協会】　　ドコモでございます。後から追っかけてメール等ということまでは、現状いたしておりません。

【電気通信事業者協会】　　KDDIでございます。ドコモ様と同様の対応でございます。

【電気通信事業者協会】　　ソフトバンクも同様にメール等での案内はしていない

んですけども、店舗で、帰っていただくときには、そういった書面等々をお渡ししていますので、帰ってからそれを見ながら設定をしていただくというような形で進めております。

【楽天モバイル】　楽天モバイルですけども、弊社もリマインドということはやっておりませんが、先ほど申し上げた、翌日のID・パスワードのメールが行くというのが1つと、有料で提供していますので、毎月の請求の中でご認識いただいているかとは思っております。

【テレコムサービス協会】　個社ごとの対応になるので、明確にはわからないんですけども。個社様によっては、実は、義務がないお客様に関しても、有効化措置をしているのかどうかというのをメールで必ず確認をして、報告をいただいているという会社さんもあると聞いております。

【上沼構成員】　その関係で、楽天モバイルさんに伺いたいのは、有償300円で、有効化率31%ということだと、69%ぐらいは、よくわからないまま300円を払い続けているみたいになっているということになるんでしょうか、という、ちょっと確認です。

【楽天モバイル】　先ほどもご案内した、店頭でお申し込みになったお客様が有効化を希望された場合に、翌日来てくださいというご案内になります。ここでカウントしているのは、翌日に実際にご来店されて有効化した分というのはカウントしておりますけれども、お客様自身がお自宅でやられた場合には、ここには入っていないので、その分、これよりは多いとは思っております。

## ② ペアレンタルコントロールに関する関係事業者の取組について（ヒアリング）

- ・ トーンモバイル(株)から資料8-8「トーンモバイルの安心・安全機能について」について説明

### <発表に対する質問>

【森構成員】　大変安心・安全にリソースを振った、コミットした、いいサービスをしておられるということがわかりました。お子様のいろんなことが親御さんにわかると、それによって安心・安全が達成されるわけですけども、例えば、どこをどう移動しているかとか、歩きスマホなんじゃないかというようなことが、小さいうち

はいいいんですけれども、大きくなってくると、一々親御さんに伝えられたくないみたいな、そういう子供のユーザーの希望もあるかと思えますけれども。このお子様というのは、年齢的にはどのぐらい、特に上ですね。どのぐらいまでなのでしょう。何かサービス上の設定とか想定とかがあるのか、それとも、そういうものはなくて、親が入れたら入るのかということをお教えいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【トーンモバイル】 想定としては、環境整備法に沿って、小・中・高校生を想定しておりますけれども、割合としては、やっぱり小学生・中学生というところが、人数としては多くなっております。あと、今、森先生のほうからご指摘いただいたように、ある程度の年齢になると、あまり細かく、例えば、居場所とかを確認されるのも嫌だという声もいただくので、見守り機能が、普通のピンポイントでどこにいるというところまで見守れる機能と、ゆるやか見守り機能というのを用意してまして、ゆるやか見守りは、市町村とか区ぐらいのレベルまでわかるんですけど、それ以上細かい、例えば、どこの家にいるとかというところまではわからないという見守り機能も搭載してまして、そこは、例えば、高校生になって、あまりに細かいところまで見られるのは嫌だけれども、ただ、連れ去りのようなところの把握をしたいというような場合には、ゆるやか見守りの設定を使っていただくというようなことを推奨しております。

【尾上構成員】 この機能に関しては、すごくいいなと以前から思っております。ただ、普及するにはどういった広報をされているのか1つお伺いしたいのと、また、子供も、このものを持っていると当然居場所はわかりますが、このものを手から離すと、例えば、キーホルダーみたいなものがセットになってというのが付いていたら、これはうちの父親なんですけど、よく置いてどこかに行ってしまうことが多いんですけど、同じようなことだと思うんですけど、そういったものがあれば、本当に見守りということも含めて、ありがたいなと思いました。

【トーンモバイル】 広げるためのところは、通常の企業さんと同じように、広告を打つとか、あとは、多少啓発活動のようなもので知っていただくということが中心になっておりますので、他社さんとそんなに多く変わらないかなと思えます。ぜひ、尾上さんにも広めていただければなと思えます。キーホルダーのようなものを付けて、置き忘れないようにというところは、そこは我々もちゃんと持ち歩いていただき

たいなと思っておりますので、これは他社さんもそうですけれども、いかに子供たちがスマートフォンを安全のために持ち歩くかというのは、もしかしたらキーホルダーのようなものを我々がつくるということかもしれないですけれども、考えてみたいなと思います。

【尾上構成員】 もう一つ、先ほどの広報に関してですが、立場は違うんですが、日本PTAのほうでも積極的な広報を進めていきたいということで、例えば、全国大会とかブロック大会とかでは、安心協さんのパンフレットを挟み込んだりして、多くの方々の研修の場にそれを入れております。積極的な取組をされている保護者が参加されますので、そこからの普及というのはすごく大事ななと思いますので、よく活用していただければなと思いました。

【上沼構成員】 この「TONE SIM」なんですけれども、これ、SIMを入れれば従来のiPhoneでも使えるということだと、中古の端末でも使えるということになりますか。今後、中古の端末を子供に使わせるのではないかということをしごく心配しているんですけれども。

【トーンモバイル】 まさにおっしゃったとおりで、我々も実はそこは狙っているし、危惧もしているところなんですけど。お下がりiPhoneが何の制限もなく使われているというのは、結構声としても聞くので、親御さんのお下がりiPhoneに、こういう格安SIMを入れるだけで安全・安心な見守りがセットになるというところは、我々も中心になって、他社さんとも連携して、広めていきたいなと思っています。現状、我々、回線はドコモさんのを使わせてもらっている関係で、SIMフリーの端末かドコモさんの中古のものであればそのまま使えて、auさんとソフトバンクさんのiPhoneですと、SIMロック解除はしていただく必要があるという状況です。

【尾花構成員】 今のお話の続きで、iPhoneって、お下がりiPhoneのケースという話だったんですけど、例えば、OSのバージョンとか、何か制限がありそうですか。そのあたりも教えていただけるとうれしいです。

【トーンモバイル】 今、iPhone 5s以上で使えるようになっていまして。ただ、iPhone 5sって、もうあんまり使っている人はいないので。iOSで言うと、とりあえず最新バージョンでは使えるようになってるんですけれども、おおむねの機器で使えると思っていただけて大丈夫です。



【尾花構成員】 5 s以上だと、多分、家庭の中にごまんと余っているので、SIMだけ使うという保護者さんもいっぱい出てくるかもしれないですね。ありがとうございました。

③ 青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について

<事務局から資料8-9「青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について～電気通信事業者等の取組状況に係る見解（案）～」について説明>

【梅村消費者行政第一課長】 資料8-9をお願いいたします。青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討についてということで、電気通信事業者等の取組状況に係る見解（案）というタイトルとしてございます。1ページに、背景ですとか、まとめの方向性について書かせていただいております。まず、2018年2月1日に施行されました青少年インターネット環境整備法の改正法附則（第4条）におきまして、法施行後3年以内の「検討」の規定が置かれております。2021年2月1日までに青少年フィルタリングの在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。青少年インターネット環境整備法全般につきましては内閣府が主管しているところ、「検討」の規定につきましては、一義的には、内閣府が中心となって検討等を行うものでございます。

他方、改正法附則第4条におきましては、電気通信事業者等の義務（第13条～第16条）が特出しされております。このため、電気通信事業を所管する総務省としては、「検討」に貢献することが適当ではないかと考えるところでございます。

総務省では、このタスクフォースにおきまして、2月、7月に、改正青少年インターネット環境整備法施行後における関係事業者の取組状況について議論を行い、8月に「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」を取りまとめ、公表したところでございます。このため、電気通信事業者等の取組状況に係る見解につきましては、このタスクフォースにおける議論並びに「課題及び対策」及びその進捗をもとに取りまとめることとしたいとさせていただいております。

下に付けておりますのが、附則の条文でございます。13条～16条のところ、青字で書いてございますが、14条は、携帯電話事業者及び代理店に係る青少年確認義務、説明義務、そして、15条は、携帯電話事業者に係る提供義務、そして、16条は、携帯電話事業者と代理店に係る有効化措置義務でございます。

2 ページ目に参りまして、改正法の概要をこちらに書いてございますけれども、改正前、つまり、昨年2月より前の時点では、携帯事業者に対して、契約者又は利用者が青少年の場合、フィルタリングの利用を条件として、通信サービスを提供することの義務付け、これのみでございましたが、改正法によりまして、この15条に加えて、先ほどの青少年確認、フィルタリング説明、有効化措置の設定といったところが加わったところでございます。

また、2ポツにございますように、携帯電話端末の製造事業者に対する、フィルタリング容易化措置の義務付け、そして、3ポツにございますOS開発事業者に対する、フィルタリング有効化ですとか容易化を円滑に行えるようOSを開発する努力義務が規定されているところでございます。

3 ページに参りまして、ここからが13条からの条文ごとに、事業者における取組状況、そして、今後とるべき措置(案)ということでまとめさせていただいております。

まず13条でございますが、こちらは、上の条文がございますように、携帯電話事業者と販売代理店が主語になってございます。携帯電話インターネット接続役務提供事業者等とありますのが、その2者を指すものでございます。

この2者につきましては、契約の相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならないというのが第1項でございます。

第2項は、相手方が青少年でないときに、では、その使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないというのが第2項でございます。

第3項は、携帯端末を青少年に使用させるために契約をしようとする者は、その旨を申し出なければならないということで、保護者に対する義務でございます。

下半分でございます。事業者における取組状況でございます。簡潔にまとめさせていただいております。

携帯電話市場の9割を占めるMNOについて言及しておりますが、改正法を踏まえ、店舗等において、契約者・使用者が青少年かどうかの確認を実施している。具体的には、本人確認書類により青少年かどうかを確認し、顧客システムに利用者を登録する運用を実施しているとのことございました。

なお書きで書いてございますのが、総務省が行っています覆面調査、利用者に扮した調査員を事業者の販売現場に派遣し、消費者保護ルールの説明義務などを確認する実地調査を行っております。2018年度の覆面調査では、MNOにおける青少年の確認の

実施率は 91%となっており、改正法施行前の 2017 年度の 57%に比べまして、大幅に上昇しているところでございます。

今後とるべき措置（案）としましては、青少年の確認義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、引き続き、総務省等において、事業者の取組をモニタリングしていくことが適当ではないか。また、保護者により申し出の義務が定められているところ、保護者への周知啓発等を通じて保護者の意識を高めていくことが望ましいのではないかとしております。

4 ページに参りまして、第 14 条の説明義務でございます。こちらについても、携帯電話事業者と販売代理店に係る義務でございます。第 1 号の、青少年が有害情報の閲覧をする可能性がある旨、そして、第 2 号の、フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容、また、フィルタリングの有効化措置の必要性及び内容についての説明義務でございます。

事業者における取組状況等でございますが、MNOにつきましては、改正法を踏まえ、フィルタリングサービスに関するパンフレットやタブレット等の説明ツールを用いて説明を実施しております。その際、違法有害情報に触れる可能性、フィルタリングサービスの内容、必要性を理解されたかどうかを確認の上、親権者に署名をいただくこととしているということでございます。

なお書きで、覆面調査についても言及してございます。説明義務実施率は 89%となっております。

今後とるべき措置（案）でございますが、今後もフィルタリングに係る説明義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、総務省等において事業者の取組を引き続きモニタリングしていくことが適当ではないかとしております。

また、その際ということと言及しておりますが、内閣府さんの「利用環境実態調査」における利用率が 36.8%（2018 年度）と高くないことから、フィルタリングの説明はしているものの、フィルタリングの重要性等を十分に認識できるようなわかりやすい説明を行っていない販売代理店等が存在する可能性があることに留意が必要でございます。

このため、販売代理店が丁寧かつ簡潔でわかりやすい説明を行えるよう、8 月に取りまとめた「課題及び対策」にあるとおり、携帯電話事業者が販売代理店を責任を持って指導すること等が必要ではないかとしております。

5 ページに参ります。第 15 条の提供義務でございます。こちらは、携帯電話事業者に係る義務でございます。契約の相手方又使用者が青少年である場合は、フィルタリングサービスの利用を条件として提供しなければならないということとなっております。ただし書きで、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をした場合は、この限りでないとなっております。

事業者における取組状況でございます。

携帯電話事業者は、携帯端末等において何らかの青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できるようにしてございます。

また、TCA の調査によりますと、MNO のフィルタリングの加入申出率は、2018 年 2 月～7 月時点で 47%、今年 1 月時点で 52%、そして、3 月時点で 60% となっております。上昇基調にあると言えます。

今後とるべき措置（案）といたしましては、8 月に取りまとめた「課題及び対策」では、携帯電話事業者によるフィルタリング利用に係る実データの公表、販売代理店に対する指導の徹底、カスタマイズ機能の周知強化やインパクトのある周知の実施等が盛り込まれており、今後の更なるフィルタリング利用率の上昇が期待される取組が進められているところでございます。このため、現行法を前提としつつ、総務省等において引き続きこれらの取組の進捗状況やフィルタリング利用に係る実データを把握していくことが適当ではないかとしてございます。

また、「なお」のところでございますが、15 条ただし書きに関しましては、「青少年にフィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断することが適当」との趣旨であることから、現行法以上に規制を強化することについては慎重な検討が必要と考えられるのではないかとしてございます。

6 ページに参りまして、第 16 条の有効化措置義務でございます。こちらは、携帯電話事業者、そして、販売代理店が主語になってございます。携帯電話端末と通信サービスのセットで販売する場合において、有効化措置を講じなければならないという記述でございます。また、ただし書きで、保護者が有効化措置を講じることを希望しない旨の申し出をした場合は、この限りでないとなっております。

事業者における取組状況等でございますが、改正法を踏まえまして、有効化を希望する場合に、販売員が設定方法を説明しながら、原則、保護者による設定が完了できるよ

うにサポートを実施しているとのことでした。

また、内閣府の調査、再掲になりますが、フィルタリング利用率は36.8%となっている。

一方で、TCA様の調査によりますと、フィルタリングの加入申出をした者のうち店頭で有効化を実施した率につきましては、18年2月～7月には62.2%でありましたが、今年の1ページ月には73.7、今年の3月には74.1%となっております。最近の契約においては上昇基調にあると言えます。

今後とるべき措置（案）といたしましては、8月に取りまとめた「対策及び課題」におきましては、実データの公表、あるいは、代理店に対する指導の徹底、カスタマイズ機能の周知強化やインパクトのある周知の実施が盛り込まれておりまして、フィルタリング利用率の上昇が期待される取組が進められているところでございます。このため、現行法を前提としつつ、総務省等において引き続きこれらの取組の進捗状況やフィルタリング利用に係る実データを把握していくことが適当ではないかとしてございます。

最後、7ページになります。その他の論点、タスクフォースの会合でも挙げられた論点について、2つほど触れてございます。

(1) が、通信サービスと端末の「分離」の進展でございます。

2019年の電気通信事業法改正によりまして、主要な携帯電話事業者につきましては、一定の条件を満たす通信サービスと端末のセット割引等が禁止されたところでございます。今後、インターネット上の物販サイトや中古端末販売店等、現在の携帯電話サービスの販売代理店以外の場所で端末を購入し、携帯電話事業者とSIMのみ契約を行うようなケースも増えていくと考えられます。

フィルタリングの関係では、有効化措置義務は通信サービスと端末をセット販売する携帯電話事業者及び販売代理店に課せられるものであるが、フィルタリングの説明義務は、SIMのみ契約をする場合も、携帯電話事業者及び販売代理店に課せられているところでございます。

今後とるべき措置（案）でございしますが、現行法を前提としつつ、今後は利用者自身が容易にフィルタリングを設定できるよう、8月にまとめた「課題及び対策」にあるとおり、携帯電話事業者や販売代理店は、フィルタリングを提供する事業者との連携のもと、設定方法のわかりやすい説明・周知等の取組を一層進めていく必要があるのではな

いか、あわせて、今後の端末と通信サービスの販売の状況や、事業者等における設定方法のわかりやすい説明・周知の取組状況について注視していくことが適当ではないかとしております。

(2) が、青少年フィルタリングにおけるOS事業者の役割の増大でございます。

先ほどの整備法13条～16条までの各種義務は、一義的には携帯電話事業者等に課せられた義務でございます。

一方で、近年、OSのバージョンアップデート等によりまして、フィルタリングが正常に動作しないリスクが生じていることから、上記の法の義務を携帯電話事業者等が果たす上で、OS事業者の影響が大きくなっていると考えられます。また、携帯電話事業者のフィルタリングアプリ(あんしんフィルター)等のインストールが困難な(推奨されていない)端末が確認されており、その場合はOS事業者自身のフィルタリング(ファミリーリンク等)の利用が必要となっております。

今後とるべき措置(案)といたしましては、上記の状況に鑑み、OS事業者に対して端末製造事業者によるフィルタリング容易化措置を円滑に行えるようにOSを開発する努力義務が課せられている現行法を踏まえ、OS事業者と携帯電話事業者等との連携状況を注視していくことが重要ではないか、また、あんしんフィルター等のインストールが困難な端末は現在の一部に限られているところ、そのような端末の今後の販売・普及状況やOS事業者のフィルタリングの活用状況等を注視していくことが適当ではないかとしてございます。

この今後とるべき措置(案)のところなどを中心に、ご議論いただければと存じます。

説明は、以上でございます。ご議論、よろしく願いいたします。

#### ④意見交換

【中村主査】 ありがとうございます。では、今の説明に関して、意見等ございましたら、お願いいたします。

【尾花構成員】 ちようどご説明を終わったばかりの部分なので、ここが一番聞きやすいかなと思って、最後からになってしまいますが。グーグルピクセルに関して、18歳未満の子供たちが購入した場合のフィルタリングに関する説明は、各社さん、どのような形になっているか、先ほどの続きになってしまう感じで恐縮なんですけど、教えていただけると大変ありがたいです。お話しいただける範囲で結構です。よろしく願いしま

す。

【電気通信事業者協会】 ソフトバンクでございます。ピクセルを購入した未成年の利用者の方についても、ファミリーリンクについてはご説明させていただいた上で、設定というところまでさせていただいておりますが、やはりここにも記載のとおり、設定方法等々はかなり煩雑な形にもなっておりますので、この辺、スタッフのほうでの説明等々については苦慮しているというような話も聞いてはおります。

【電気通信事業者協会】 KDDIでございます。現状において、ピクセルの取り扱い、弊社はございません。

【電気通信事業者協会】 ドコモでございます。ファミリーリンクの専用のパンフレットを用いてご説明をしているところでございます。

【尾花構成員】 多分苦勞されているんだろうなと思ったので、その一面がうかがえて、ありがとうございます。助かりました。

【森構成員】 今後とるべき措置のところにつきましては、各義務規定、それと、その他のところについて、全て賛成なんですけれども。1点、15条の提供義務のところです。5ページです。今後とるべき措置のところ、3行目ですが、フィルタリング利用率の上昇が期待される取組が進められている。これは全くそのとおりでして、現行法を前提としつつ、総務省等において引き続きこれらの取組の進捗状況やフィルタリング利用に係る実態データを把握していくことが適当。これも全くそのとおりだと思います。その後ろの条文のただし書きの対応部分ですけれども、なお、法15条ただし書きに関しては「青少年にフィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断することが適当」との趣旨であることから、現行法以上に規制を強化することについては慎重な検討が必要と考えられるのではないかというふうにあります。確かにそうなんだろうなと思うんですけれども。ただ、※1の条文解説の趣旨も、おそらくは、最終的には、直接監護・養育する立場にある保護者が判断するというふうに言っていますけれども、それはあくまでも保護者が適切に判断できるという前提がある場合でして、そうでないときに、保護者が監護・養育する立場を独占するという趣旨ではない。それは、ほかの法令のほかの分野に関しても、青少年の保護というのは、それは親だけがやることではないというのは、ほかの法令でもそういうふうになっているだろうと思いますので、そういう意味では、そこまで親任せで

いいかという話はあるのかなと思っています。

※2の自治体の条例で、15条の不要申出をするときは、その正当な理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出する義務を保護者に課しているものがあるが、これは上記の趣旨に則った上で、青少年のインターネット利用を適切に管理すること等に努めるという保護者の責務を実質化するためのものと考えられる。

これは全くなるほどなという、こなれた文章だと思いますけれども、そうは言っても、やはりそこには、実際に保護者がその機能を果たしているかという疑問が、このような条例の立法事実としてあるんだろうと思います。なので、そういう意味では、果たして保護者が必要な判断をできるか、やっているかということについては、一定の疑いを持つことも、また適切な青少年の保護につながるものでございまして、私の提案としましては、今後とるべき措置の2つ目の丸のところ、※1、※2の後に、現行法以上に規制を強化することについては慎重な検討が必要とありますけれども、「慎重な」を取っていただくといいますか、若干トーンダウンしていただいて、「改めて検討が必要」ぐらいにさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

【上沼構成員】 森先生の意見に大賛成です。それとは別に、7ページのほうなんですけれども、通信事業者さんの提供義務とか有効化措置義務とともに、まさに(1)の通信サービスと端末の「分離」の進展のところが重要だと思っています。そういう関係で、通信事業者さんとしてできるのはどこまで、どこが技術的にできないのかということをおある程度明らかにしていただいた上で、今後の方策を考えていく必要があるのかなと思っているので、そういう趣旨のことを入れていただけるといいかなと思います。それとあわせて、設定方法のわかりやすい説明・周知となっていますが、わかりやすいのは説明・周知だけではなくて、ぜひ、設定方法にもかけていただきたいと思います。さっき尾花先生のおっしゃっていたファミリーリンクもそうですけれども、複雑怪奇な設定というのはユーザーは使えないので、ユーザーで設定することを前提とするのであれば、設置方法が簡単でなくてはいけないと思うんですね。なので、「わかりやすい」をぜひそっちのほうにもかけていただきたいなと思います。あと、最後のOS事業者さんの役割の増大のところなんですけど、先ほどの森先生ご指摘のあった5ページ、フィルタリングをかけるかかけないかを保護者が判断するのが適切というのであれば、どのフィルタリングというか、どのサービスを、どのソフトを使うのかということも、保護者がもっと自由に判断できるべきですし、もっと自由に利用できるべきだと考えま



すので、特定のスマートフォン等で特定のフィルタリングサービスを使った場合しか簡単に設定できないという状況そのものがどうかと、個人的には思っているところです。なので、ぜひ、ここのフィルタリングの活用状況というところに、保護者の選択肢を確保するというようなことも入れていただきたいかなと思います。

**【中村主査】** ありがとうございます。この資料8-9、今日の第3の課題については、次回も議論をいただくということになっておりますけれども、今のうちにお出しただくような論点があれば、お出しただければと思いますが。先ほど森さんから非常に具体的な修文の提案がございましたけれども、事務局案を拝見しますと、結構微妙な書き分けをしておられて、3ページ目の確認のところだと、取組をモニタリングしていくことが適当、4ページ目、説明義務のところも、モニタリングをしていくことが適当、5ページ目、提供義務のところは、データを把握していくことが適当、6ページ目の有効化のところも、データを把握していくことが適当、7ページ目、端末分離のところでは、注視していくことが適当、OS事業者の役割の増大のところも注視というふうに書き分けておられて、この辺も非常にセンシティブな話だと思うので、そのあたりの微妙な書き分けも最後意味を持ってくるだろうと思いますので、そのあたりは次回の議論になると思いますけれど、そのあたりも踏まえて、何かコメントがあれば、お出しただければと思います。どうぞ。

**【石田構成員】** 今回は改正法附則に基づく検討ということなので、法律に基づいてというお話だけになるのかどうか、その辺がよくわかっていないんですけれども。

利用率を高めるためにということで、かなりペアレンタルコントロールについて各社さんも検討されているということなんですが。ペアレンタルコントロールの説明ということは、この中には一言も入っていないんですけれども、ここへ盛り込めるものなのかよくわからないんですけれども、意見としては、入ったほうがいいのかと思っております。

**【尾上構成員】** 特に、我々、先ほど申しました日本PTAとか、子ども会連合会さんとか、国立大学附属学校とかという、そういう横のつながりの関係からしますと、この提供義務というところに関して、こういうふうに変わりましたということを伝えるには、ここを切り取って、しっかり取り組んでいただくということが大事かなと思いますので、いろんなほかの有効な措置とか説明義務とかということより、この提供する義

務がありますよ、認識していますか、ここが変わりましたよ、もっと積極的に取り組んでくださいねというような発信ができるので、この部分は本当に切り取って説明すべきかなと思っています。

**【尾花構成員】** 今、石田委員からお話があったペアレンタルコントロールですが、これ、事業者さんというよりも、ぜひ、保護者の責務として、ペアレンタルコントロールを、今回、事業者さんの部分だけを抜粋していただいているんですが、青少年インターネット環境整備法に関しては、保護者の責務という部分の条文もあるはずなので、そのところにペアレンタルコントロールをしっかりと追加していただくような形の方向性を検討できればいいかと、これは希望として思っております。

**【梅村消費者行政第一課長】** よろしいでしょうか。総務省でございますけれども。今回の趣旨を申し上げますと、青少年インターネット環境整備法全般については内閣府が主管ということで、そちらでも今後議論が進んでいくこととしています。今、ヒアリングが始まっています、来年の2月以降進められると思います。

私どもは、電気通信事業者等の義務のところの部分に特に特出しされている部分がございますので、そこら辺を中心にインプットをいただきたいというご要望が内閣府からもありまして、そこら辺を中心に今書かせていただいていますので、課題対策でまとめたよりも論点が絞られている部分も多少あろうかなと思います。もちろん、無理のない範囲で入れられるものについての検討は、この中でできればと思います。また、我々から出たものを、また内閣府の検討会に反映して、そういったところでももんでいかれるという構造になっておりますので、その点ご理解いただければと思います。

**【中村主査】** 私どもの中心テーマは中心テーマとしつつ、必要なことは、もう皆さんからどんどん出していただいて、それを政府の中で共有していただくということを、我々としても事務局サイドにお願いしたいと思います。よろしく、どうぞお願いします。

**【尾花構成員】** 今の件であれば、できれば、事業者さんにも、それを保護者に促していただくようなコメントが1カ所どこかに入ると、動きやすくなるのではないかなと思いますので、そういった形の対応だと、逆にこの中にも盛り込めるかな。どこにというのは、まだじっくり考えなければいけないと思いますけれども。なので、そのあたりもあわせて、やってくださいではなくて、ご検討いただければと思います。

**【中村主査】** よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。大体時間も参りましたので、今日はこのあたりにしたいと思います。今日は、各事業者あるいは団体

の皆さんから報告をいただいて、改正法附則に基づく検討についてもご議論いただきました。各事業者、団体等におかれては、引き続き「課題及び対策」を踏まえた取組を一層進めていただきますようお願いいたします。また、改正法附則に基づく検討につきましては、今いろいろ議論ありましたけれども、今後のテーマとといいますか、これは委員側のミッションとして、これをきちんと仕上げていくということでございますので、今日のご意見も踏まえて、事務局のほうで、まずできるところを修正いただいた上で、次回の会合でも再度議論をしたいと思っておりますので、今日、時間の関係で出せなかったようなコメントなどありましたら、個別でも結構ですので、事務局のほうにもお送りいただければと思います。

(3) 閉会

以上